

平成24年10月12日

各位

会社名 株式会社 イトーヨーギョー
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩
(コード番号 5287 大証二部)
問合せ先 取締役管理部長 霞 良 治
(TEL 06-4799-8850)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が神戸設備工業株式会社（以下「神戸設備工業」という）より提起されていた訴訟について、平成24年10月11日に大阪地方裁判所により判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

大阪地方裁判所

平成24年10月11日

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、平成4年より賃借してきた友田町ビル（賃貸人 神戸設備工業）を平成23年4月30日付で退去すべく、平成22年7月23日付で、神戸設備工業に対して本件賃貸借契約を更新しない旨の意思表示を行ったところ、同社は、当社の更新拒絶に特約違反や信義則違反があったとして、平成23年3月15日付で、当社に対し金5億円の損害賠償などを求める訴訟を提起しました。その後、神戸設備工業は、平成24年6月28日付で、請求金額を金203,458千円に減縮する訴え変更の申立てを行いました。当社は、訴え変更の前後を問わず、神戸設備工業の請求を全面的に争ってきました。

他方、当社も神戸設備工業に対して、本件賃貸借契約に伴って差し入れた敷金28,386千円の返還を求める反訴を提起していましたが、神戸設備工業も、当社の請求を全面的に争ってきました。

3. 判決主文の概要

- (1) 原告（神戸設備工業）の請求をいずれも棄却する。
- (2) 原告（神戸設備工業）は、被告（当社）に対し、金28,386千円及び遅延損害金（平成23年7月8日以降）を支払え。
- (3) 訴訟費用は原告（神戸設備工業）の負担とする。

4. 今後の見通し

上記のとおり、当社の主張が全面的に認められたことにより、本件訴訟が業績に与える影響は現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発

生した場合はすみやかにお知らせいたします。

尚、本判決に対して原告より控訴が提起された場合には、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以 上